

入院時食事療養費標準負担額変更についてのお知らせ

標題の件につきまして、健康保険法等の改正にともない、令和 8 年 6 月 1 日より

1 食あたりの入院時の食事療養費標準負担額が下記のとおり変更(引き上げ)となります。

70 歳未満	70 歳以上	備考 (過去 12 か月の入院日数)	1 食あたりの負担額	
			5 月 31 日まで	6 月 1 日から
住民税課税世帯	住民税課税世帯	(※1)	510 円	550 円
住民税非課税世帯	低所得者 (II)	90 日までの入院	240 円	270 円
		90 日を超える入院 (※2)	190 円	220 円
	低所得者 (I)		110 円	130 円

(※1)平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 3 月 31 日まで継続して精神病床に入院していた方については、退院するまでの間 **260 円**

(※2) 住民税非課税世帯の方が適用を受けるには、医療保険の保険者に申請が必要です

以上、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月 21 日

総合心療センターひなが

院長 森 厚